

(参照条文)

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令案参照条文

○物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)(抄)

第二条 物品を国以外のもの(宗教上の組織若しくは団体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業を営む者を除く。以下同じ。)に無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一・二 (略)

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な物品を貸し付けるとき

四・八 (略)

第五条 この法律の施行に関し必要な事項は、各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)がこれを定める。

② 前項の場合には、各省各庁の長は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

○財政法(昭和二十二年法律第三十四号)(抄)

〔歳入予算明細書、予定経費要求書等の作成〕

第二十条 (略)

② 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣(以下各省各庁の長という。)は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下予定経費要求書等という。)を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

○防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和三十三年総理府令第一号)(抄)

(無償貸付)

第二条 防衛大臣又はその委任を受けた者(以下「防衛大臣等」という。)は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

一 防衛に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用器材、音盤、模型若しくは見本用物品その他これらに準ずる物品を地方公共団体、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他当該普及又は宣伝を行う者に貸し付けるとき

二 防衛省の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品をその工事又は製造を行う者に貸し付けるとき

三・四 (略)